

様式第1号の2（第4条関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

修学資金貸与条件等確認表

確認項目	チェック欄
看護師養成施設（以下「養成施設」という。）卒業後に静岡県立静岡がんセンター（以下「当センター」という。）で看護師としての勤務を希望していること。	
「修学資金貸与申請書」を提出しても、予算等の関係上、希望と一致しない可能性（不貸与の決定）があること。	
卒業後に看護師として就業することにより返還が免除される他の医療機関等からの修学資金との併用はできないこと。	
修学資金は年額 60 万円を申請時期により年間 4 回又は 3 回に分割し、貸与されること。	
養成施設の正規の修学期間を超えて貸与が行われないこと。	
「誓約書」を提出するにあたり、連帯保証人が 2 人必要なこと。	
連帯保証人は以下の条件に該当しなければならないこと。 ① 2 人はそれぞれ独立の生計を営む成年者であること。 ② 申請者が未成年者である場合、1 人は申請者の法定代理人であること。	
翌年度以降も貸与を希望する場合は、修学資金継続貸与申請書等の提出が必要なこと。	
状況に応じて提出しなければならない書類があること。（氏名・住所を変更した場合、退学・休学・停学・復学した場合、貸与を辞退する場合、連帯保証人の氏名・住所等に変更があった場合、破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じた場合 など）	
修学資金の貸与契約を解除することがあること。 ・退学した場合 ・貸与を辞退する場合 ・届けを怠った場合 ・修学の見込みがなくなった場合 ・学業成績又は性行が著しく不良となった場合 ・偽りその他不正な手段により貸与を受けた場合 など	
修学資金の貸与の有無と採用試験の可否は無関係であり、当センターへ就職するには別に実施される看護職員採用試験に合格する必要があること。	
返還債務の免除には条件を満たす必要があること。（養成施設を卒業して 13 ヶ月以内に看護師の免許を取得し、貸与を受けた期間に相当する期間を当センターにおいて看護業務に従事した場合）	
返還債務の免除条件が満たされない場合、貸与された修学資金の一部又は全部を返還すること。	
修学資金を返還するときは、返還しなければならない額を 5 万円で除した月数の期間に毎月 5 万円の均等割りで返還しなければならないこと。（一括返還することも可能）	
返還すべき日までに返還しなかった場合は、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ当該返還額の年 10.75%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない場合があること。	
均等払いの返還金の支払いを継続して怠った場合、返還すべき修学資金の全額又は一部について直ちに支払うことを命ぜられる場合があること。	
上記について確認しました。 年 月 日 氏名 印	

※上記は主要事項になります。詳細については静岡がんセンター看護師修学資金貸与規程をご確認ください。

（同規程は当院ホームページに掲載しています。また、貸与決定後、貸与者全員に送付します。）